

令和8年度

特記仕様書

工 事 名 R 8 市野川浄化センター場内管渠更新工事（その2）

工事場所 東松山市山崎町地内

設 計 年 月
令和 8 年 7 月

特記仕様書

(総則)

第1条 共通仕様書は「埼玉県土木工事共通仕様書」を準用する。

(趣旨)

第2条 この特記仕様書は、共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第3条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- (1) 工 事 名 R 8 市野川浄化センター場内管渠更新工事 (その 2)
- (2) 工事場所 東松山市山崎町地内

(提出資料)

第4条 受注者は、東松山市工事監督要綱第 1 1 条に定める書類及び工事施工に必要な書類を、適時提出しなければならない。なお、提出済みの書類に変更があった場合も同様とする。

(共通事項)

第5条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を保存する。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画・再生資源利用促進計画を工事現場の講習が見やすい場所に掲げなければならない。

○再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t 以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額 100 万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で 200 t 以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額 100 万円以上の工事

- 2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

- 3 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

(1) 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

(2) 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

（建設発生土の搬出）

第6条 建設発生土は、各号に示す条件により搬出するものとする。また、状況により処分地先が変更となる場合もある。搬出時期や搬出方法については、発注者と調整を図ること。

(1) 搬出先 株式会社 加藤建設工業 武蔵プラント（埼玉県日高市上鹿山795-3）

(2) 土質 第3種建設発生土

(3) 処分量 数量計算書参照

(4) 運搬形態 引取

（受領書の交付）

第7条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項）

第8条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（建設発生土の運搬を行う者に対する通知）

第9条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第8条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第10条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(安全対策)

第11条 工事現場には、工事標示板・規制標示板・案内標示板その他必要な標示板及びバリケードなど規定の保安設備を施すこと。

- 2 工事現場以外の道路又は他人の土地に許可なく工事用資材及び建設機械を放置してはならない。
- 3 本工事のクレーン作業において、電力及び電話線には十分注意を払うこと。
- 4 本工事は下水処理場敷地内の管渠工事である。そのため硫化水素等の有毒ガス発生に十分注意し、法令を遵守した対策を行うこと。
- 5 マンホールに出入りし、またはその内部で作業を行う場合は、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備する。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録し保存すること。

(建設廃棄物の再資源化等)

第12条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設としなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)が廃棄物となったものである。

- 2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、各号に示す事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。この場合、資源有効利用促進法等に基づき「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」を作成している場合は、これをもって報告書に代えることができる。保存期間は、マニフェストと同様に5年間保存が必要である。
 - (1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
 - (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - (3) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。
- 5 本工事の土砂の搬出に係わる土壤汚染対策法等の手続き状況については、土壤汚染対策法等手続きの確認フローのとおりとする。

- 6 確認フローを基に作成する再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票は、施工計画書に添付し、現場にも掲示すること。

（再生資材の利用）

第13条 内訳書に示す再生資材を利用すること。なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

（現地測量）

第14条 現地測量を行う際に、マンホール設置位置や現況地盤の高さを現地で再確認し、監督員と協議を行うこと。

（材料検査）

第15条 JIS製品等の品質が保証されている材料を除き、工事に使用する材料については、材料検査請求書を提出し、監督員の検査を受けなければならない。なお、基礎材、路盤材、埋戻用の砂及びアスファルト材料については資材・製造所等選定報告書をもって品質の確認を行うものとする。

（法定外の労災保険の付加）

第16条 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

- 2 工事の施工について第三者に損害が及んだ場合の損害を賠償するための保険に付さなければならない。
- 3 受注者は、前項までの規定により保険契約を締結し、その証券又はこれに代わるものの写しを直ちに監督員へ提出するものとする。

（六価クロム溶出試験）

第17条 再生砂（埋戻し用）については、六価クロム溶出試験（平成3年8月23日付け環境庁告示第46号）を工事に先立って行い、土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認しなければならない。また、試料には再生砂を直接使用し、1工事で1購入先当たり1検体の試験を行い、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

（電子納品）

第18条 本工事の成果品のうち、次のものは電子納品を原則とする。

- (1) 工事写真
- (2) 竣工図
- 2 電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン」等を参考にし、電子記録媒体（CD-R等）で1部提出すること。
- 3 電子記録媒体を提出する際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- 4 電子納品した場合、検査時に電子納品したデータが入ったパソコンを持参し、データが閲覧できる状態にすること。

(設計図書の変更等)

第19条 設計図書の変更等については、東松山市建設工事請負契約約款及び、東松山市請負工事設計変更ガイドラインによるものとする。

2 変更が生じた場合には、変更設計期間として7日間を見込んでいる。

(快適トイレの設置)

第20条 受注者は、働きやすい環境とする取り組みの一環として、工事現場に快適トイレの設置を検討すること。

(週休二日制モデル工事)

第21条 本工事は、週休2日制モデル工事（閉所型 完全週休2日（土日））の試行対象工事である。施行の実施は、東松山市週休2日制モデル工事試行要領によるものとする。試行要領は、東松山市ホームページを確認すること。

(情報共有システムの活用)

第22条 東松山市建設工事情報共有システム試行要領第3条第1項に示す工事については情報共有システムを活用するものとする。試行要領は、東松山市ホームページを確認すること。

ただし、同要領第3条第3項に該当する場合は、この限りではない。

2 LGWAN（総合行政ネットワーク）という通信の安定性及びセキュリティが確保されたネットワークを介してのASP仕様とする。

(その他)

第23条 本仕様書、設計図書等や次に掲げる各号に疑義が生じた場合や定めのない場合については、速やかに発注者と受注者で協議を行い決定すること。

- (1) 水道管が支障になる可能性がある場合は、事前に立会いを求めること。また、水道管の切回しが必要となった際は、発注者が切回しを行う。
- (2) 工事期間中は地元住民との調整を密に行い、苦情やトラブル等のないよう務めること。
- (3) 本工事の検査は、工期内検査とする。
- (4) 本工事は昼間施工を想定している。
- (5) 工事区域は、24時間通行止めを想定している。昼夜間とおして工事区域に侵入しないよう安全対策を十分行うこと。そのため、安全対策としての交通誘導員の配置は任意とし、設計変更の対象としない。
- (6) 仮設工については、受注者の責任において任意で定め施工するため、設計変更の対象としない。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- (1) 工事名 R8市野川浄化センター場内管渠更新工事（その2）
- (2) 工事場所 東松山市山崎町地内

(濁水処理)

第3条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- (1) 処理施設 大丸商事株式会社（埼玉県狭山市広瀬台2-12-13）
- (2) 種類 汚泥（油分を含む汚泥）
- (3) 処理量 数量計算書参照
- (4) 処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は熔融を含まず）

(共通事項)

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

- 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処理委託契約を締結しなければならない。
- 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならない。
- 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理すること。

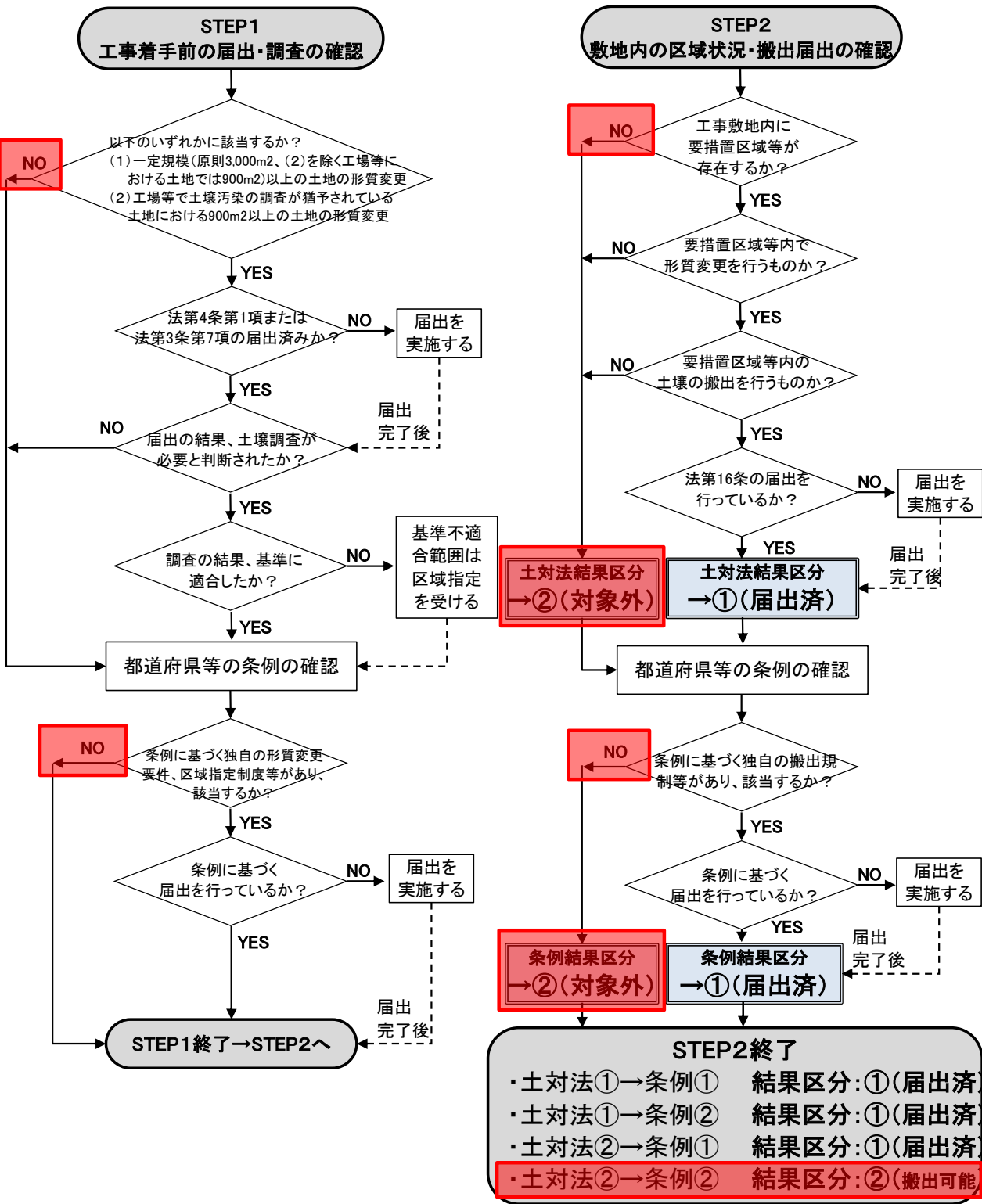
(提出資料)

第5条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならない。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第4条第2項及び第3項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

- 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議すること。
- 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、発注者と受注者で協議を行い決定すること。



結果区分	確認結果
②	手続確認済(搬出可能)
(備考)	

【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。
- ・STEP1は工事全体の手続確認であり、工区別の手続確認はSTEP2にて実施するため、工区によって手続確認結果が異なる場合があります。

案内図



山崎町
児童公園

山崎町

市野川

工事場所

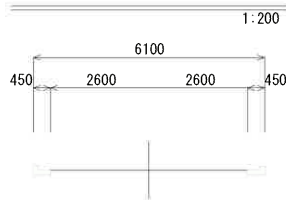
東松山市
市野川浄化センター

東松山市
上下水道庁舎

蓮沼

大字柏崎

断面図



下水道管 VUφ500 DP2. 23~2.38m

0 15 30 60 90 120 150
メートル

1:2,500